

青少年の健全育成に向けて

～ 震災を経て、今だからこそやるべきこと ～

提言内容

提言1 豊かで強い心を持った青少年を育てよう

提言2 いわきの日常を取り戻し、安全・安心な環境をつくろう

提言3 確固たる規範意識を高めよう

提言をまとめるにあたって

平成23年3月11日東日本大震災が発生…この3月11日という日は、関東大震災が起きた9月1日がそうであったように、我が国の歴史に刻まれる日付となりました。14時46分、三陸沖でマグニチュード9.0の地震が発生し、東北・北関東の沿岸を大津波が襲いました。この大震災は、多くの命や当たり前にくるはずの日常をも奪っていきました。

この災害によって、青少年を取り巻く環境も大きく変化してきています。特に、家族を失ったり避難生活を余儀なくされている青少年たちは、心に傷を受けストレスを抱えるなど、心身への影響が懸念されています。

また、青少年の規範意識の低下に伴う犯罪の多発、低年齢化や青少年の犯罪被害が全国的に問題になっており、いじめ問題や社会的自立が困難な青少年（引きこもりやニート等）が増加している問題等も含め、青少年問題は多様化しています。

このような中、本協議会では、大震災からの復興への原動力は青少年であるという認識のもと、「東日本大震災に伴う青少年への必要な対応については、課題を共有し、実効性のある対策が必要であること」、「青少年の健やかな成長を促し、自立した社会人に育てるためにも青少年の規範意識の向上が重要であること」を基本的な考えとし、協議を重ねてきました。

本来、家庭には青少年を健全に育てる重要な役割があります。しかし、個々の家庭の努力だけでは解決できない現状にもある今こそ、家庭を取り巻く学校、地域、行政、関係団体等が情報を共有し、互いに連携しながら多方面から働きかけを行うことが必要です。

今回の提言は、各委員の経験や実践をもとにそれぞれの立場での意見を交換し、真摯な協議を経てまとめたものです。この提言をきっかけに、改めて家庭のあり方を見つめ、社会全体で子育てをする意識が高まり、本市の青少年の健全育成に向け何ができるのかを考えて事業を進めていただければと思います。

平成25年3月
(令和4年3月改正)

いわき市青少年問題協議会

提言1 豊かで強い心を持った青少年を育てよう

東日本大震災を経験した今だからこそ、家族との絆や他人への思いやり、周りへの感謝を忘れない豊かな心と、社会の変化や環境の変化に流されずに主体的に物事を正しく判断して行動できる強い心を持った青少年を育てることが、いわき市の人づくり、地域づくり、そしていわきの未来へと繋がります。

家庭、学校、地域、行政、関係団体等が連携し、青少年の道德、規範意識、自己管理能力を高め、青少年の人間力を「守り、支え、伸ばす」取り組みが必要です。

一方で、震災によるストレスは大きな傷となって残っていく可能性があり、継続的・長期的な心のケアを、地域全体で行っていく必要があります。専門的な心のケアはもちろん、親や地域の大人が青少年とあいさつを交わすなど、誰もが一声かけ合い、常に青少年を気にかけて、心の支えとなるような活動も継続的にしていく必要があります。

提言2 いわきの日常を取り戻し、安全・安心な環境をつくろう

近年の社会環境の著しい変化、震災後に発生した様々な問題により、青少年の周囲は安全・安心な環境ではなくなりつつあります。

インターネット・携帯電話が関係する犯罪、いじめ問題、交通事故等の従来からの問題のみならず、放射線とそれに伴うストレス、震災後の人間関係の変化、問題行動の広域化等の被災後特有の問題にも対応し、青少年を守っていかなければなりません。

こうした問題に根本から対応するためには、青少年が一番最初に接し、一番身近な社会である家庭が、青少年にとって安心でき、正しい心を学ぶことができる環境であるように、家庭教育の力を高めていくことが必要です。

さらに、私たち大人は「地域の子どもは地域で守り育てる」ことを再確認し、家庭、学校、地域、行政、関係団体等がそれぞれの役割を果たしながら連携を深めていく必要があります。家庭内での会話、地域でのあいさつ、声かけ活動等を通して、明るい家庭をつくり、青少年が心身ともに健全に育成できる安全・安心な環境を整えることで地域力を高め、地域に思いやりの心が根ざした青少年の居場所を確保していくことが大切です。

提言3 確固たる規範意識を高めよう

「子どもは社会を写す鏡」といわれるように、青少年の規範意識の低下や自立の遅れなどの問題は、大人社会を反映しているものであり、大人自身の生き方そのものが青少年の意識や行動に様々な影響を及ぼします。「是は是、非は非」という確固たる規範意識を、家庭、学校、地域社会等で大人にも青少年にも教えていく必要があります。

青少年を対象とした規範意識向上対策事業とあわせ、私たち大人が、青少年に対し、社会には基本的な「ルール」や「マナー」があることを自らの行動により示しながら、家庭内・地域社会内で青少年と心を開いて話し合っていくことが大切です。

また、家庭、学校、地域、行政、関係団体等が連携しながら、家庭や地域の教育力を向上させる取組みを進めていく必要があります。

青少年の健全育成に向けて
～ 震災を経て、今だからこそやるべきこと ～

提言 1
豊かで強い心を持った青少年を育てよう

提言 2
いわきの日常を取り戻し、安心・安全な環境をつくろう

提言 3
確固たる規範意識を高めよう

1. 東日本大震災に伴う青少年への対応			2. 青少年の規範意識向上対策
① ストレスに伴う心のケア	② 子どもたちの居場所、環境づくり	③ 非行防止・防犯活動	
<p>取り組むべき視点と具体的方策</p> <p>○児童生徒の心のケア</p> <p>1 学校におけるカウンセリング (教師と子どもが向き合う時間の確保)</p> <p>2 専門家(カウンセラー等)の配置、派遣、専門機関との連携</p> <p>3 関係機関による相談窓口の設置、充実、年代層に応じたカウンセリング</p> <p>4 3～4年後を見越した長期的・継続的な取り組み(PTSDへの対応等)</p> <p>5 震災孤児への対応</p> <p>6 市内外からの支援を生かした心のケア</p> <p>○保護者・教師の心のケアに関する能力向上</p> <p>7 教員研修講座の見直し、充実</p> <p>8 心のケアに関するテキスト等での周知</p> <p>○保護者・教師自身の心のケア</p> <p>9 テキストで保護者・教師の心のケアを周知</p> <p>10 保護者を対象とした講演会等の実施</p> <p>11 大人を対象としたメンタルヘルス相談</p> <p>○市外からの避難者への心のケア</p> <p>12 お祭り行事、仮設住宅訪問等の交流事業</p> <p>○放射線に関するストレス対策</p> <p>13 空間線量や給食の放射性物質の適正な検査と結果の発表</p> <p>○青少年への日常的な声かけ活動</p> <p>14 あいさつ運動、補導活動等を通しての青少年への声かけ活動</p>	<p>○子どもたちが活発に活動する場所の確保</p> <p>15 例年の行事、イベント等の実施</p> <p>16 子どもたちの居場所を確保する事業</p> <p>17 野外での活動、イベント等の実施、補助</p> <p>18 室内で可能な運動等の実施</p> <p>19 子ども室内遊び場等の整備</p> <p>○子どもたちが郷土愛を持てるような取り組み</p> <p>20 子どもたちが「いわき」を愛し、誇りを持てるような事業の実施 (いわきの産業、特性、自然、文化等を生かした体験事業等の実施)</p> <p>○子どもたちが安心して育つ家庭教育</p> <p>21 「家庭のちかい」のさらなる浸透</p> <p>22 「校外生活のきまり」の配布等、家庭への啓発。</p> <p>23 親と子、地域の大人が参加するイベントの開催 (親子関係、子どもの自己肯定等を啓発)</p> <p>24 父親に対しての啓発活動、父親を対象としたイベントの開催</p>	<p>○不良交友の増加、広域化への対応</p> <p>25 関係機関の連携、人の流れの変化や不良交友等の情報の把握</p> <p>26 関係機関合同での一斉補導活動、非行防止キャンペーン等の実施</p> <p>○地域の安全に関する活動</p> <p>27 「こども避難の家」の拡大、周知徹底</p> <p>28 地域安全マップの作成・配布</p> <p>29 通学路の安全再点検、改善及び通学路安全マップの作成・活用</p> <p>○青少年による自主的活動の環境整備</p> <p>30 青少年によるボランティア活動</p> <p>31 非行防止活動への青少年自身の参加</p> <p>32 非行少年の立ち直り支援活動 (地域活動への参加、協働作業等)</p>	<p>○日常補導活動の継続実施</p> <p>33 補導活動、生活指導等の継続実施</p> <p>34 青少年への非行・犯罪被害防止啓発活動</p> <p>35 有害図書類自動販売機対策事業等の環境浄化活動</p> <p>○インターネット、携帯電話関連の諸問題の対応</p> <p>36 インターネット、携帯電話に関わる実態の把握</p> <p>37 携帯電話に関するルール作成、青少年への啓発</p> <p>38 保護者に対する啓発活動 (「いわき市メディア指導員」の養成、講演会等)</p> <p>○いじめ対策、子どもの意識向上対策</p> <p>39 「いじめのない、子どもが輝くまちづくり推進事業」等のいじめ防止活動の継続実施</p> <p>40 子どもの権利意識・危機管理能力を高める学習(CAPプログラムの活用等)</p> <p>41 子どもたちを「ほめる」「認める」、肯定して支える取り組み</p> <p>○大人・地域社会の規範意識・教育力の向上</p> <p>42 あいさつ運動、駅等の防犯活動、補導活動等を通じての大人の規範意識の向上</p> <p>43 大人の規範意識、マナーについての啓発活動 (「是は是、非は非」という意識)</p> <p>44 関連団体・機関間の情報の共有のための仕組み</p> <p>45 関係団体・機関合同での活動の実施</p> <p>46 地域における子育て支援の充実</p> <p>47 学校・家庭・地域をはじめ、産官学やNPOなど様々な主体が協働し、連携して子どもたちを守り、支え、伸ばす取り組み</p>